

令和3年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：令和4年2月4日（金）

午前10時から正午

場所：県庁第一会議室

1 開会

2 挨拶（環境生活部鈴木部長）

3 議事

（1）会議の成立

15名のうち12名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

西川委員（会長）、星委員（副会長）、氏家委員、鈴木委員、加藤委員、大友委員（副会長）、浅野委員、三枝委員、小野委員、立花委員、庄子委員、佐々木仁委員

欠席委員

佐藤委員、高橋委員、佐々木圭亮委員

（2）会議内容

議題 令和4年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について

【 西川会長 】

本日はお忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

コロナ禍での会議となりますが、食の安全安心を確保する意味でも、皆さんにお集まりいただいて実施することになりましたので、ご協力よろしくお願ひいたします。

当会議ですが、消費者及び事業者・生産者代表、それから学識経験者から構成されております。それぞれの立場から貴重なご意見を広くいただきたいと思ひますので、忌憚のないご意見をいただければと思ひております。

それでは議題となりますが、令和4年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について事務局から説明をお願いします。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

それでは、令和4年度宮城県食品衛生監視計画（案）につきまして、資料の1から3を使いご説明いたします。

それでは最初に、資料1「令和4年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）の概要」をご覧ください。本計画は、「第1 計画策定の趣旨」のとおり、食品衛生法第24条の規定により、毎年策定することが定められております。県では、前年度の実績等を見定めながら、毎年見直しを図りながら策定しているものでございます。

構成としては、第1から第7で構成され、第1が計画策定の趣旨、第2が実施体制、第3が重点取組、その中には、1といたしまして「食品営業施設監視指導」、2といたしまして「食中毒の防止」、3といたしまして「食品検査」、4といたしまして「HACCPに沿った衛生管理の推進」の4つの項目を掲げてございます。

下に移りまして、「第4 監視指導」といたしまして、「食品施設の監視指導及び食品検査の実施等」について掲げてございます。

その右側でございます。第5としまして、「食品等事業者に対する自主的な衛生管理に対する指導等」、その下が第6として「県民との意見交換及び情報提供」、一番下に、第7として、「食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上」について掲げるところでございます。

本計画の令和3年度計画からの主な変更点といたしましては、「第4 監視指導」の「(3)と畜検査・食鳥検査」の中で、これまで県の食鳥検査員が行っていた食鳥検査について、指定検査機関を指定して実施することになったほか、第7の「食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」の(3)として、子ども食堂等の福祉目的の食事提供事業者への指導助言について、新たに計画へ盛り込んだところがございます。

続きまして、監視指導計画の内容についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。

1ページをお開きください。「第1 計画策定の趣旨」でございます。この計画は、「食品安全基本法」、「食品衛生法」をはじめとした関係法令や「みやぎ食の安全安心推進条例」、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に係る食品衛生に関する施策を具体的に推進するための「実施計画」として策定するものでございます。

本計画の対象地域については、仙台市を除いた宮城県全域としております。本計画の期間は令和4年4月1日から翌年3月31日までの1年間でございます。

2ページをお開きください。続きまして、「第2 実施体制」です。「1 監視指導」の実施内容については、現計画から大きな変更はございませんが、栗原保健所と登米保健所が4月より支所化されることを受け、保健所支所の数を改めてございます。3ページの中央に組織図を載せてございますが、保健所と書いてある真ん中のところが5保健所4支所となるところでございます。具体的に言いますと、大崎保健所の左側に線が引いて栗原支所となっております。これは栗原保健所だったところが、大崎保健所の支所となることを示しています。その左隣、石巻保健所の横に登米支所に線が引いてありますが、そこも登米保健所が石巻保健所の支所となる関係となっております。全体としては5保健所4支所となるものでございます。なお、現在そこに配置されております食品衛生監視員ですが、その数については、現在と変わらない予定と聞いております。

続きまして「2 試験検査」のうち、「(2)と畜検査等」につきましては、令和4年度より県が食鳥検査の指定検査機関を指定し、大規模食鳥処理場における食鳥検査を行わせ、食用の適否や疾病の有無について検査を実施することから、適切な食鳥検査の実施について必要な指導を行うこととなります。

「3 連携」につきましては、各関係機関のほか、国や関係する自治体と連携し、被害の拡大防止などについて迅速な対策を講じることとしております。

これらの実施体制につきましては、先ほどご覧いただきました、3ページの図1に示している通りです。

4ページをお開きください。続きまして「第3 重点取組」でございます。ここでは、食中毒の予防対策や、重大な事件事故、国の施策の動向なども踏まえまして、令和4年度に特に強化すべき事業を「重点取組」として整理しているものでございます。

まず一つ目の重点取組は、「食品営業施設監視指導」です。「(1)重点監視施設の監視」については、広域又は大規模な健康被害の発生を防止するため、大型飲食店や広域流通食品を製造加工する施設等を重点監視施設と設定し、重点的に監視指導を行います。

ページ下の「表1」に、業種ごとの重点監視対象施設区分を掲載しております。令和4年度計画では、法改正に伴う許可業種の再編を踏まえ、業種・区分を整理したところでご

ざいます。

11ページをお開きください。11ページの表3には、業種ごとの監視目標回数を掲載しております。なお参考として、令和3年度の重点施設の監視施設数と、監視計画件数を記載しておりますのでご参照ください。

4ページにお戻りください。「(2) 食品の適正表示の推進」につきましては、引き続き、食品の製造・加工業者等に対し、必要に応じて指導するとともに、講習会等で適正な表示の遵守・徹底について周知いたします。

5ページをご覧ください。二つ目の重点取組は、食中毒の防止です。

「(1) 営業施設等に対する指導」として、「イ 加熱不十分な食肉等の提供による食中毒の防止」、「ロ 調理従事者を介して発生する食中毒の防止」について、引き続き指導してまいります。併せて「(2) 汚染食品の流通防止」、「(3) 県民への啓発」についても、現行計画における取組を引き続き実施することとしてございます。

三つ目の重点取組は、「食品検査」でございます。「(1) 食品の放射性物質の検査と情報提供」及び「(2) 輸入食品の検査」についても、これまで通り取り組んでまいりたいと考えております。

6ページをお開きください。四つめの重点取組は、「HACCPに沿った衛生管理の推進」です。「(1) HACCP制度化に係る指導」については、食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなったことを踏まえ、本計画では現行計画に盛り込んでいた「HACCPの周知」から、4行目に書いておりますが「実践について浸透」と言葉を改めることとしてございます。法改正への円滑な対応を促してまいりたいと考えております。

また、「(2) HACCP導入実践支援制度の運用」につきましては、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び実践の技術的支援を引き続き実施いたします。

7ページをご覧ください。続きまして、「第4 監視指導」です。

「1 生産者に対する監視指導」については、農林水産物の生産者等に対する指導を、関係法令に基づき、所管しております農政部及び水産林政部において実施いたします。

「2 食品等事業者に対する監視指導」については、11ページの表3をご覧ください。表3に実施計画を示してございますのでご参照ください。

先ほどご説明いたしました重点監視施設のほか、食中毒や不良食品を発生させた施設につきましても、重点的に監視を実施したいと考えてございます。

8ページをご覧ください。表2に食品群ごとの主な監視指導項目を示してございます。組織改編に伴う所管の変更を反映しており、変更しているところについては下線を引いております。

生産段階の農産物や畜産物などについては、農政部及び水産林政部において指導を行うこととなっております。監視項目につきましては、大きな変更はございません。

7ページにお戻りください。「2 食品等事業者に対する監視指導」として、昨今、テイクアウトやデリバリーといった多様な食品提供形態における危害防止のため、放冷や温度管理について指導を行う旨を新たに盛り込んでおります。

「3 食品営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設への対応」については、引き続き円滑な新制度への移行を図ることとしております。

「4 食品等の収去検査等」につきましては、資料の12ページ並びに13ページに記載しておりますので参考にしてください。

表4といたしまして、「令和4年度の年間検査計画」をまとめてございます。

12ページでは、不良食品や苦情の発生などを考慮し策定した「食品の規格基準等の項目」についての検査計画を、13ページでは、他自治体における違反事例や検疫における輸入食品検査の状況を踏まえ、「特殊項目」として実施する検査計画について記載しております。

7ページにお戻りください。「5 と畜場・食鳥処理場における検査及び指導」については、次ページの(2)のとおり、食鳥検査の指定検査機関による実施について指導を行う旨を新たに盛り込んでございます。

飛びますけれども、14ページをお開きください。「6 食中毒等健康被害発生時の対応」については、食中毒が発生した際における原因の究明調査を実施し、関係機関と連携して迅速な被害拡大防止に努めるほか、健康食品による健康被害の探知に努め、厚生労働省への報告や医療機関への受診勧奨等により、健康被害拡大の防止を図ります。

次に、「7 監視指導及び収去検査等による違反発見時の対応」については、監視指導や食品の収去検査等の結果、法の規程に違反している状況を発見した場合には、(1)及び(2)のとおり、販売または営業上使用されないよう必要な指導及び処分を行います。

また、違反等が発見された食品の製造施設については、(3)のとおり、HACCPの考え方に基づく衛生管理について改善指導を行うほか、施設の拭き取り検査の実施等により、改善の妥当性を確認いたします。

15ページをご覧ください。続きまして、「第5 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導等」です。「1 食品等事業者における自主衛生管理体制の確立」、「2 HACCP導入・実践支援制度」及び「3 と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理」については、食品衛生法、と畜場法及び食鳥処理法の改正に合わせた、HACCPに沿った衛生管理の実践について引き続き指導してまいります。

また、「4 食品衛生推進員による自主活動の推進」、「5 食品衛生関係団体に対する指導・支援」については、地域の情報や食品衛生指導員による地域に密着した自主衛生管理活動の円滑な実施について支援をいたします。

16ページをご覧ください。続きまして「第6 県民との意見交換及び情報提供」です。

「1 計画策定にあたっての公表及び意見聴取」については、本会議で意見をいただくとともに、この会議終了後にパブリックコメントを実施いたします。

「2 計画の実施状況の公表」については、計画に基づき実施した監視指導の実績について、四半期ごとにホームページ等を通じて公表いたします。

「3 意見・情報交換」については、「食の安全安心消費者モニター」との意見交換やアンケート調査を行うとともに、「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」を開催することで、消費者・生産者・事業者及び行政の相互理解を深めてまいります。

「4 消費者への食品等による健康被害発生防止のための情報提供」については、例年と同様に、(1)に記載のとおり、食中毒予防月間における各保健所支所でのキャンペーンの開催や、(2)として夏季の「魚介類による腸炎ビブリオ食中毒注意報」の発令を行うほか、(3)としまして、生食用食肉以外の食肉などを食べることへの危険性、野生きのこの自然毒、アニサキスによる食中毒などについて注意喚起いたします。(4)といたしまして、食品等の安全や自主回収に関する情報の、ホームページ等を通じた情報提供を行うほか、健康被害の発生を防止するために必要な情報については、適宜、報道機関への情報提供を行うなど、迅速な公表に努めます。(5)としまして、放射性物質検査に関する情報についても、これまでと同様に、随時ホームページに検査結果を掲載するほか、基準値の超過があった場合には、報道機関への情報提供を行うなど、迅速かつ分かりやすい公表に努

めてまいります。

最後に、「第7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」でございます。「1 職員の資質の向上」のうち、食品衛生監視員については、各種研修への職員の派遣及び内部研修による知識の習得や、大規模施設への保健所の管轄を超えた合同立ち入りなどを実施することで、知見及び指導技術の習得を図ってまいります。

「2 食品等事業者の資質向上」については、食品衛生責任者に対する講習会を引き続き定期的開催するほか、事業者自身がHACCPに沿った衛生管理を進めるうえで必要な支援を行い、事業者の資質向上を図ってまいります。

また、ふぐ処理者につきましては、今年度より試験による免許制度を導入し、ふぐ処理者の資質向上を図ってまいります。

また、本計画より新たに「3 子ども食堂等福祉目的の食事提供事業従事者の資質の向上」として項目立てし、子ども食堂等の実態を把握するとともに、必要に応じて食品衛生上の指導及び助言を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を図ってまいります。計画は以上でございます。

18ページから、「主な用語の解説」を記載しておりますので参考にしてください。資料2につきましては以上でございます。

次に、資料3をご覧ください。計画策定作業のスケジュールを示しております。本日いただきました意見を踏まえ、2月中旬から1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントでいただきました意見を踏まえ、3月下旬に計画を策定し、公表するとともに国に報告いたします。

なお、資料4として、令和2年度の監視指導実績をお配りしておりますので、参考にしてください。

以上、「令和4年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）」について説明いたしました。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

ただいま、ご説明をいただきました「令和4年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）」ですが、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

挙手をお願いいたします。いかがでしょう。三枝委員どうぞ。

【 三枝委員 】

教えてほしいのですが、5ページの「県民への啓発」ところで、「食中毒予防月間」として、6月15日から7月14日とされておりますけれども、これは何か宮城県の特殊事情でこの期間を定めているのでしょうか。というのは、国の「食品衛生月間」は8月だと思っております。それから、他県を見ても7月が多い。月間っていうときに、2ヶ月間にまたがってやるのは特殊な感じがするのですが、特別な理由があるのでしょうか。

【 西川会長 】

はい。お願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

はい、6月15日から7月14日までの1ヶ月間を、毎年、県独自の月間として食中毒

予防月間と定めており、各保健所で一般の県民に対する啓発活動をしているところでございます。ご指摘いただきましたように、国の事業は8月の1ヶ月間ですが、県としてはこちらの時期を中心に啓発事業をしております。

例えば大型スーパーなどでチラシ配布などにより啓発しておりますが、今年度・昨年度とコロナの影響で通常が取組ができない状況もございまして、直接配布をしないで、スーパーさんにチラシを置かせていただく等の対応をしているところでございます。

【 西川会長 】

はい。三枝委員、いかがでしょうか。

【 三枝委員 】

6月15日から7月14日というのは慣例的になっていたのは分かるのですが、だいぶ食中毒の事情も変わってきていると思うんです。昨年、この時期はほとんど食中毒は出ていません。一昨年は出ているのですが、資料を見ると植物毒やクジラで非常に特殊なケースです。今問題になっているのは、カンピロバクターとかノロウイルスだと書いてあります。このシーズンに合わせて、予防月間とした方がいいんじゃないかなと思うんです。それから、月間という言葉を使うときに、6月と7月をまたぐのではなく、特別な理由がない限りは7月や8月、6月と1ヶ月間にまとめた方がいいのではないかと思います。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

はい。ありがとうございます。

確かに食中毒の原因物質・発生時期もかなり変わってきているのは間違いございません。

もともと6月中旬から始まったのは、宮城県の場合はかつて腸炎ビブリオが猛威を振っていた時期がありまして、それが注意報が出る6月中旬あたりからでございました。そこに合わせた形で、食中毒予防月間を定めていた経緯がございました。また、細菌性食中毒がなくなっているわけではないこともありまして、注意喚起をいたしましょうといった意味があったと思います。

時期につきましては状況の変化もありますので、どうするかという問題はあるのですが、夏場に向かって、細菌性食中毒については注意が必要ということ、皆様にお知らせするという意味もありましてこの時期に設定してるものでございます。

【 西川会長 】

この計画については、すでに動き出していることもありますので、まずはこれでやるとして、柔軟に考えていただいて、次年度以降再度検討していただくことでよろしいでしょうか。

以前は腸炎ビブリオの被害があったということで、今に至っているのだと思うのですが、三枝委員おっしゃるように、確かに他県を見た場合には、7月8月が多いのはその通りだと思いますので、柔軟に考えていただくことでぜひお願いしたいと思います。

その他いかがでしょう。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

今の食中毒に関連してなんですけど、ノロウイルスに関して、コロナの影響で手のアルコール消毒をしていれば防げると思っている人も結構いらっしゃるようなので、調理従事者

の方々に対する啓発も大事なのですけれど、一般県民の方に対しても何か機会があるときに情報提供を行っていただきたいと思います。小さなお子様をお持ちの方、子供から親にうつることが結構多いので、ノロウイルスはアルコールでは死滅しない、子供の便を触ったら必ず手洗いが効果的だということを伝えていただきたい。コロナによってアルコールですべて除菌される印象を持ってる方も結構いらっしゃるようですので。

あとHACCPに関して、6ページのところなのですが、完全義務化ということでHACCPの導入になるわけですが、中小規模のところは大変だと思いますので、この食品衛生監視員だけじゃなくて、指導員、推進委員の人たちの人材育成と、後ろの方に監視員については資質の向上と書かれておりますが、HACCPを推進導入するにあたって、HACCPの助言をできる人を増やしてほしいということと、小規模事業者に対しては1回指導するだけじゃなくて、その後のフォローアップ、助言の継続といったことをしていただきたいと思います。

あと野生鳥獣肉、最近ジビエブームみたいなのところがあるのですが、ジビエに関して、食中毒防止に関することは、5ページの2の(1)の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。以上です。

【 西川会長 】

はい。3点ほどご質問ありましたが、お願いいたします。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

ありがとうございます。

まず1点目ノロウイルスについてでございます。確かに皆さん、頻繁に手を洗うようになってアルコール消毒をするようになり、一緒に減っている傾向もあったと思いますが、確かにご指摘のとおり、効果があるのは塩素、それから基本が手洗いでございますので、機会をとらえまして、ホームページやチラシで県民の皆様に、誤解のないように、伝えていきたいと思っております。

それから2点目のHACCPのことにつきまして食品衛生監視員だけでなく指導員、推進員についても教育が必要という話でございました。毎年指導員研修会や推進員研修会もございますので、そういった折に触れましてHACCPについて理解をいただいたうえで、巡回指導にあたって、少しでも助言できるようになっていただければと考えてございます。我々と一緒に、レベルアップをしていただければと思っております。

3点目の、ジビエについては、県内でも若干動きがあるところでございますが、自然のところから取ってきて、きちんとした衛生管理をしていただかなくてはいけないということ、加工調理についても十分な加熱調理、消費においても十分な加熱が必要ということになりますので、ご指摘の通り2-(1)-イの、加熱不十分な食肉等の提供を原因とする食中毒の防止で、一般消費者も含めて啓発していくことで考えております。

【 西川会長 】

はい、ありがとうございます。

その他、皆さんからご意見ありませんか。氏家委員どうぞ。

【 氏家委員 】

アルコールについては、ノロだけではなくて普段の誤解もあると思うんです。何でもア

ルコールで拭いてしまえば、汚れも落ちる感覚を持つてゐる方もいると思うのですが、汚れを落とすことと、消毒は全然別なんだという理解も必要かと思います。

もう一つですが、17ページの子ども食堂等福祉目的の食事提供のところ、私も非常に気になっておりました、福祉目的ですので、営利ではないところで法的な押さえが弱い部分かと思いますが、福祉ということではいろいろな物資・食料品等が、子ども食堂に集まる流れがあると思うのですが、食品ロス等の問題からすると非常にいいことだと私も理解はしておりますが、それを受け取る側がどのように使っているのかは、心配だと常日頃思っております。ここに、指導助言を謳ったのは非常にいいことだし、必要だと思っておりますけれども、もう少し強化するとか、法的な形で押さえることが、食中毒が発生したときのために検食を取っておくようにするとか、子ども食堂ですので、小さいお子様たちを相手にしておりますので、そのあたり具体的に必要な施策を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【 西川会長 】

どうぞ。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

ご意見ありがとうございます。

まず1点目の消毒につきまして確かに有機物があつた状態で、いくら消毒しても消毒されないというのは我々としては常識と思つてございますが、その辺勘違いされている方もおりますので、しっかり汚れを落とすという目的のものに効く消毒薬を使うというところを徹底していきたいと思つています。当然アルコールも効くもの効かないものがエンベロープによってありますので、しっかりお話をしていながらと思つております。

それから、2点目の子ども食堂でございます。我々もやつとここに入れ込んだところがございます、まずやってみてというところがございます。実態として、施設がどこにあるのかというところもわからない状況ですので、実態把握をしたうえで、必要な助言指導といったところから始めたいと思つてございます。また必要であれば、追加ということはあると思つていますが、まずやしていきたいというところがございます。

これも条例や法律ではなく、お願いレベルの届出ですから、強制力がないところですので、どこまでできるかは始めてみなければわからない状況でございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

子ども食堂について、こういう形で出てきたというのも画期的なことだと思うんです。

福祉の部分ですので、直接タッチできないと言われていながらもこうやって出てきたので取っかかりという形になりますが、まず始めてみようということですので、氏家委員のご意見も参考になりますので、もう少し積極的に進めていただくようお願いしたいと思います。

【 氏家委員 】

その通りだと思うんです。お願いレベルというところが非常に弱いと思つていますので、例えば衛生的な知識を持っている人が関わっているのかを調査の中にも入れていただいたり、できれば認定制度等に持っていけたらいいのかと思つています。福祉なので非常に難しいのですが、

小規模の場合にも、難しいところがあると思いますので、そのあたりまで考えて進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

【 西川会長 】

はい。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

子ども食堂に関して、みやぎ生協で宮城県と一緒にネットワーク事務局をしているのですが、子ども食堂はもともと大変だったんですが、コロナで大変な状況です。高齢者向け配食サービスとまた違います。子ども食堂は今は食事の提供ができない状況で、フードパントリーという形で、いろんな方々からの食材提供によって支援を求めている人たちに対して、レトルト食品とか、おうちですぐに食べられるようなものを提供してるといふ状況なんです。それで、人も足りず、お金もなく、場所も確保できないという大変な状況の中にあることもご承知おきいただいて、子ども食堂の運営を見ていて思うのは、子ども食堂を運営している人たちにレベルの高い認定を求めるのではなく、行政として、助言指導というか、こういったことに気をつけてくださいというような形で行っていただければと思います。運営者に対して義務化させるというのは、現実的ではないと、現状を見て思います。コロナが落ち着かない限り、食材提供が主で、食事の提供は子ども食堂では行えないと思いますので、そういった意味合いも含めてあまりきつくないような形で行っていただければと思います。

【 西川会長 】

どうぞ。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

ご意見ありがとうございます。その辺についても、どのように把握していくかという議論をした時に、出た話でございます。

福祉目的でやっていただいている方で、場所もいろいろ、きちんとした調理場を使っているところからご自宅の台所を使っているところなどいろいろあるところで、まずは届け出ていただきましょう。その時に、お話する機会がございますので、例えば、体調が悪いときには調理に従事しないとか、当日仕入れたものを使いましょうとか、基本的な食品衛生に係るご指導をしております。それから、食中毒、食べた方が何か健康被害を生じたときにはすぐにご連絡くださいということをお話させていただいてる状況でございます。そのような取組をこれからも継続していきたいと考えております。

【 西川会長 】

よろしいですか。加藤委員。

本件については規制をかけることではないということをご理解いただければと思いますので、まずは食の安全を確保したいということですのでよろしくお願いいたします。

あと、みやぎ生協さんで積極的に取り組んでいることも、ぜひ情報を県にも提供いただ

いて、共有もお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

その他どうでしょうか。はい。それではご意見がないようですので、令和4年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）については、お認めすることによろしいでしょうか。

【 各委員 】

異議なし

【 西川会長 】

ありがとうございました。では資料3のスケジュールに沿って進めていただきますようにお願ひいたします。

報告イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について

(イ) 令和3年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況

(ロ) みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果

【 西川会長 】

続きまして報告事項に入りたいと思います。イの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」ということで、(イ)と(ロ)の2項目について説明をお願ひいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは報告事項イの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の進捗状況をご説明いたします。

資料5をご覧ください。今年度の各種事業の実施でございますが、新型コロナウイルスの影響により中止の判断をした事業もございます。

まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、4月の段階では新型コロナウイルスの感染状況を考慮しまして、開始時期を遅らせ9月からの活動開始に向けて準備しておりましたが、8月下旬から「まん延防止等重点措置」、続いて「緊急事態宣言」が発出されたことにより、事業を中止することといたしました。

次に、「モニターだより」につきましては、10月に28号を、1月に29号を発行しております。次号は3月に発行を予定しております。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、モニターだより第28号に「遺伝子組み換え食品」について、第29号に「食品表示」について掲載しております。

次に、「モニター研修会」につきましては、2月18日に「食品ロス」をテーマに開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、ウェブでの動画配信での実施に変更する方向で準備中でございます。

次に、「生産者との交流会」と「食品工場見学会」につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、今年度の開催を見送ることといたしました。

裏面をご覧ください。

次に「モニター制度の広報」につきましては、各種広報媒体を活用、コンビニエンスストアへのチラシ配架に加え、子育て世代の登録者獲得に向けまして、児童館・保育園へのチラシ配架等を行っております。

次に、「モニター登録」の状況といたしましては、今年度に入り86人の新規登録、43人の取り消しがあり、登録者数は1,109人となっております。

次に、「アンケート調査」につきましては、資料6の通りですが、別途説明させていただきます。

「講習会」につきましては、「食の安全安心セミナー」として、12月14日に「おうち時間に潜む食中毒」をテーマに開催し34名の参加がございました。2回目は、2月3日に「農薬」をテーマに開催を準備しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮いたしまして、ウェブでの動画配信を行うこととしました。近々申込者限定で配信予定となっております。

また事業者向けではありますが、11月1日に加工食品の原料原産地表示制度に関するオンライン研修会を開催し、32社の参加をいただいております。

次に、「地方懇談会」につきましては、地方振興事務所において計画・実施しております。これまでに農業体験を通して相互理解を深める取り組み等が実施されております。

続きまして、「取組宣言事業の広報」につきましては、ラジオ・新聞等の各種広報媒体を活用した周知を行っております。また、県政だよりの最新1,2月号では県民向けに制度を周知する記事を掲載しております。

次に、「取組宣言者の登録」の状況につきましては、今年度に入りまして、前年度分までの廃業等による登録抹消が208件あったことにより、1月27日時点で2,564者となっております。

また、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務化されたことにあわせまして、昨年10月に要綱を改正しており、各登録事業者に1年以内の登録変更を求めています。1月27日現在で156件の変更承認申請がございまして、順次変更事務を進めるとともに、登録変更の実施を呼びかけております。

続きまして、「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート」の調査結果につきまして報告させていただきます。資料6をご覧ください。

1ページ、上の方に記載しておりますが、アンケートの対象者は7月16日現在のモニター登録者1,060人で、このうち609人からご回答をいただきました。

回答率は57.5%となっており、昨年度より4.8ポイント高くなっております。

今年度は、初めてアンケート回答者に抽選でむすび丸エコバックのプレゼントをさせていただきましたが、一定の効果はあったものと考えております。来年度につきましても、より効果的な方法について検討していきたいと考えております。

回答いただいた方の年代別でございますが、60代が150人、70代が178人などとなっております。

次に回答結果でございますが、内容をかいつまんで御説明いたします。

2ページをお開きください。問1では食の安全安心全般について聞いていますが、「不安を感じる」と「やや不安を感じる」の合計は51.4%となり、昨年度に比べ4.0ポイント減少しております。約半数の方が何らかの不安を感じております。

続きまして5ページをご覧ください。食の安全性について、項目ごとに不安の程度を聞いておりますが、不安の程度としましては「輸入食品の安全性」が一番高く、次いで「環境汚染物質」、「残留農薬」となっております。

続きまして6ページをお開きください。問5は、安全で安心できる食品を供給するための取組について、重要度と満足度を尋ねる設問です。

重要だと考えるが、十分に行われてないと認識している取組、つまり重要度と満足度の差が一番大きい取組は、「生産者の取組への支援」となっております。

続きまして8ページをご覧ください。問6は、食の安全安心に係る信頼関係を確立するための取組について、重要度と満足度を尋ねる設問でございます。

重要だと考えるが、十分に行われていないと認識している取組は、「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」となっております。

続きまして12ページをご覧ください。問8の「県からの食の安全安心に関する情報提供」につきましては、「十分である」と「おおむね十分である」の合計は62.0%となり、昨年度に比べ3.5ポイント増加しております。

続きまして16ページをお開きください。問11は、宮城県産農産物の購入状況を尋ねる設問で、今年度追加した設問になります。

「宮城県産品を購入している」と「どちらかといえば、宮城県産品を購入している」の合計は90.3%となっております。

続きまして19ページをお開きください。問14ですが、食品中の放射性物質について、「非常に気にしている」あるいは、「ある程度気にしている」と回答された方は54.5%となり、昨年度に比べ10.2ポイント減少しております。

続きまして23ページをお開きください。問17は、食品中の放射性物質について、「どのような食品が不安か」を尋ねる設問ですが、「きのこ・山菜類」と回答する人が一番多く、続いて「魚介類」、「ジビエ」と続いております。昨年と比較し、「きのこ・山菜類」は1.4ポイント増、「魚介類」は7.6ポイント減となっております。「ジビエ」は今年から追加した項目となります。

資料の33ページ以降につきましては、今年度実施しましたアンケートの設問のうち、過去に同様の質問を行った項目の回答結果をまとめたものとなります。後程ご覧いただければと思います。

以上、令和3年度の「消費者モニターアンケート」の調査結果の概要をご説明いたしました。この調査結果は、モニターの皆様にお送りするとともに、県のホームページに掲載しております。以上で説明を終わります。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

報告事項のイの(イ)と(ロ)をご説明いただきましたが、まず(イ)の方、令和3年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動の事業の進捗状況について、ご質問あればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

【 西川会長 】

それでは続いてですが、モニターアンケートの調査結果、少し資料をご覧いただいて、何かご質問いかがでしょうか。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

8ページのところなのですが、「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」という部分、私の記憶では、毎年この部分が必要だと出てると思うのですが、まず先ほどの中止になった事業の中でも「生産者との交流会」とか、コロナの影響で中止したりしてるんですが、こういった相互理解の促進について、県として何か対策というか、促進するためのお考えがあれば教えていただきたいのが1点。

あと23ページで、食品中の放射性物質について不安があるかというところで、「きのこ・

山菜類」は分かるのですが、「魚介類」が高いのが個人的には疑問なんです。「魚介類」が高いということについて県としてはどのような分析というか、お考えなのかお聞きしたいと思います。というのは、国が出したアルプス処理水放出問題に関連して、海洋放出問題もあるので、しかも東京電力は福島沖はモニタリング調査をするけれども、宮城県についてはモニタリングを行わないことになっているので、こういった点についても、海の現状がどうなっているのかも含め、県としてはいまだに魚介類に対する不安が高いのをどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

以上の2点です。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。よろしいですか。

【 農政部 伊藤副部長(技術担当) 】

農政部の伊藤です。「生産者・事業者及び消費者との相互交流」ですけれども、かなり前からグリーンツーリズム、都市農村交流として、生産現場で収穫体験や加工体験といったものをやらせていただいている、特に子供さんが小さいうちから、農業に対する理解を深めてもらおうということで、修学旅行の受け入れのほか、JAグループさんでやっていますが環境保全米の生産現場での生き物調査、このようなことをコツコツとやってきたところであります。

県で農政部の中に、農山漁村なりわい課という新しい部署ができ、その中でグリーンツーリズムもやっているのですが、今やっているのは農作業の体験というよりもボランティア、例えば酒米の作付から収穫まで体験し、でき上りを楽しむということまで、年3回ぐらいボランティアを募集し、仙台からも一部バスを出しています。そういったことを細かくできる組織ができたので、今後も続けていって、相互理解を図りながら、農山漁村の活性化も併せて図ろうしているところです。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

問6で、生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進が、重要なんだけども行われていないということで今年もそのような結果になったということでございます。

今年は県民総参加運動もコロナの関係で、特に「生産者との交流会」「食品工場見学会」につきましては、事業者の方も外部との接触を少なくしたいというご意向もあり実施できなかった結果になっております。こういった事業につきましては、消費者と生産者・事業者が相互理解を深めること、それから、消費者が直接事業所に出向いて見学して、正しい知識を身につけていただくということで、非常に重要な事業ととらえております。

今後も感染の拡大状況を見ながら、再開の検討でありますとか、あるいはウェブを使って意見交換ができるような場ができないか検討してまいりたいと考えております。

【 西川会長 】

もう一つ、お答え願います。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

2点目の「魚介類」が不安だという話ですが、昨年度と比べちょっと下がっているところでございます。アンケートの結果をどのように見ているかということですが、県として

は私の方で、明確にお答えできるものを持ってございません。これは県民の皆さんが思っている結果の事実として受けとめているところでございまして、要因までは分析をしていないのが現状でございます。

【 西川会長 】

なかなか答えにくい部分かと思うんですけど、おそらく加藤委員おっしゃったような背景というのは、県民の皆さんが思っていることが表れてるんだらうということは、推測できますので、結果をどう考えていくかというところになると思うので、当然、行政サイドとしてはいろいろ考え合って進めてると思うんです。県民の皆さんのご意見はこうなんだということを肝に銘じてと言ったら言い過ぎですけども、考えていただいて進めていただくことをぜひお願いしたいと思います。

【 西川会長 】

三枝委員どうぞ。

【 三枝委員 】

山菜やきのこを採取するうえで、安全な地域などを示していただくことはできないのでしょうか。

【 水産林政部林業振興課 猪内技術副参事兼総括課長補佐 】

水産林政部林業振興課でございます。山菜等の特用林産物の関係は、当課で所管してございます。

野生の、特に特用林産物等につきましては、生産者が出荷するにあたり、検査をしっかりといたしまして、万が一、基準値を超えた際は、その地域を出荷の自粛、あるいは国から出荷制限指示という形で、課されることになっております。県では、自粛あるいは制限がかかっている区域について公表いたしまして、そちらの区域から採取されたものについては、市場に出回らないよう取り扱ってございます。

逆に言えば、その区域以外であれば、今のところは大丈夫という判断をしてございます。

以上でございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。もう少し県民の皆さんに分かりやすく開示した方がいいだろうってことを三枝委員おっしゃっていると思いますので、分布については多分、調べれば分かるんですね。ですけどもそれが県民の皆様には伝わってないとなればそのあたりももう少し、公表していただくとか、広報していただくことをお願いしたいと思います。

当然、生産者は分かっている、これは検査した上で、出荷停止ってことで当然なんですけど、持ち込みで、当然住民の方も趣味で、取られている方もいらっしゃるって、そこで持ち込んだ場合もやっば出てるわけですので、県民の皆様にもそのあたり周知していただくことも重要だと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

せっかくいろんな情報が出ている中でぜひ、その辺り公表していただくことでお願いしたいと思います。

【 立花委員 】

放射性物質の話が出ているのですけれども、実際「きのこ・山菜類」は当然市場に出回るものは基準値を下回っているものということで、若干いまだに出ている部分もあるということですが、先ほど加藤委員さんがおっしゃったように、水産物については出ていないんです。検査して安全。しかも、宮城県産につきましては数値は一切出ていない。それなのに、まだ半数近くの人が不安を抱いているということは、今後、処理水の放出に向かってまだ県民の皆さんの心の中に不安がくすぶっているということなので、風評対策につきましては、県の方でもしっかり取り組んでもらいたいという要望です。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

立花委員おっしゃってますけど本当に現場サイド、実際に水産業関係の率直なお話だと思うんです。ぜひそのあたり、行政サイドとして真摯に受けとめていただいて、何とか風評を払拭するような形で進めていただくことをお願いしたいと思います。

【 水産林政部 水産林政総務課 日下技術副参事兼総括課長補佐 】

水産林政総務課の日下と申します。ただいまの風評に関するお話ですけれども、前回の推進会議でお話ありましたように、県内の水産関係、観光・農業等も含めた連携会議を踏まえまして、皆様からご意見を頂戴し、それを国や東電に伝えて、しっかりと対応してもらえるように要望していくことをこれからも続けていく方針であります。

こういったことを続けまして、水産関係だけでなく、県民が不利益を被らない方向に導いていくのが、我々県の最大の役割と認識してございます。

先ほど加藤委員からお話がありましたモニタリングも同じようにとらえておりますので、しっかりと伝えて、風評対策等々対応してまいりたいと考えてございます。

【 西川会長 】

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょう。大友委員どうぞ。

【 大友委員 】

2、3日前からテレビで中国産の輸入アサリの偽装が話題になっていますが、それは宮城県では関係ないのでしょうか。南の方の話題ではありますが、宮城県ではないのか心配だったのでお聞きします。

【 水産林政部 水産林政総務課 日下技術副参事兼総括課長補佐 】

水産林政総務課です。ニュースで出ておりますアサリの件ですが、水産庁が2月1日時点の調査結果を公表してございました。その中で1,000店舗について、アサリの産地を調べたところ、熊本県産が約8割、その他には北海道産、愛知県産、有明海産、これは有明海に面する佐賀や熊本産のもの、その他に韓国産等といった中に、宮城県産は含まれてはございませんでした。

【 西川会長 】

よろしいでしょうか。

水産物の偽装についてはこれまでも幾つも出ていまして、アサリに限らずウナギもそう

ですけれども、宮城県ですとカキなんかも、韓国産が宮城県産に偽装されたことがあったんです。ただそのあたりは、いろんな分析を行って、新聞等で公表して、よく分かってきていると思うのですけれども、行政サイドで考えてやっていますので、ぜひご理解いただければと思います。その他いかがでしょう。

【 加藤委員 】

宮城県のホームページがリニューアルしたんですけれども、放射性物質に関連した情報が、前だと下の方にちゃんと分けてあったのですが、今はそれを探すのが非常に大変だと思って、先ほど立花委員からもありましたけど、県民の方々に食品中の放射性物質に関して流通しているものは基準超過のものはないという理解が、このアンケートから見ると、まだまだ理解されていないんじゃないかととらえないと駄目かと思ったんです。

ホームページを見ても、探せなくて、ようやく見つけてたどり着いたので、県民に対して、見てもらいたいという気持ちがあるのかなって、だからモニターのアンケート調査結果を受けて、改善すべきところがあるんじゃないかと私個人として思うので、ただモニターアンケートの結果がこうでしたって言われるだけでは、これから待ち受けている風評被害といった問題に対して、今から準備しておかないと駄目じゃないかと思うので、ホームページ上で県民に対してもっと分かりやすく、ここを見ればすぐ分かりますといったこととか、この会議の中ではいつも放射性物質の検査結果とても分かりやすく出てるんですけど、県民に対しても分かるような提供をしていただけると、理解が進むかと思っておりますので、是非とも多くの県民が理解できるような視点で、お考えいただきたいと思いました。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

ありがとうございます。放射性物質検査の結果につきまして新聞には1週間に1回ほど、細かい字ですが載っていますので、少なくとも関心のある方が見られるようにはなっているところがございます。ただ、今ご指摘のあったようにホームページの見やすさにつきましては改善していく必要があるのかと思います。その辺もしっかり受け止めていきたいと思っております。

【 西川会長 】

よろしく願いいたします。その他いかがでしょう。

それでは、ご意見が出尽くしたようですので、報告事項のイ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」につきましては終了したいと思います。

報告ロ 食品に係る放射性物質検査について

【 西川会長 】

それでは、続きましてロになります。「食品に係る放射性物質検査について」、今話題に出ましたけど、説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは、令和3年4月から12月末までの9ヶ月間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果についてご報告をいたします。

資料7をご覧ください。県では、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づきまして、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め検査を実施しているところでございます。

これにより県の関係部局におきまして、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品等において、それぞれ検査を実施しております。

それでは、12月末日までの検査結果につきましてご報告いたします。

出荷前検査でございますが、野菜類、果実類、穀類等の農産物は264点、原乳は27点、牛肉は3,898点、海産魚種、内水面魚類などの水産物は9,867点、きのこ・山菜類などの林産物は1,402点、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は358点、合計15,816点の検査を実施いたしました。

このうち、基準値を超過した品目は林産物で、いずれも野生のもの24点、野生鳥獣肉で4点の計28点となっており、そのうち27点につきましては、国から出荷制限指示、または出荷制限一部解除を受けている品目でございました。

資料の2ページをご覧ください。基準値を超過した品目のうち、登米市で採取されました野生きのこ（シロシメジ）につきましては、販売されていた検体で基準値超過が確認されており、昨年11月8日から、登米市で採取された野生きのこの出荷自粛を要請してございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。一昨年の12月に気仙沼市産野生きのこについて、出荷制限指示が出されておりましたが、気仙沼市で非破壊式放射能測定装置を導入し、関係者で出荷体制の整備を進めた結果、気仙沼市産の野生マツタケにつきましては、昨年の9月10日付で、出荷者の認証登録、販売施設の登録などの条件を満たし、非破壊検査により50ベクレル以下とされたものについて、出荷制限が解除されております。

ほかに今年度中に出荷制限が解除されたのは、露地栽培の原木しいたけ及び原木むきたけで、それぞれ1名となっております。

資料の1ページにお戻りください。野生鳥獣肉の欄の下段に記載しておりますニホンジカ288頭につきましては、出荷を目的に全頭検査が行われたものでございます。

出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は245点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

次に、資料の下段の住民持込測定結果をご覧ください。住民持込測定は、県内の市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものでございますが、測定点数は286点で、うち9点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目は、資料の通り山菜及びきのこ類となっております。

検査結果については「みやぎ原子力情報ステーション」で、品目別に公表してございます。資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。

引き続きまして「令和4年度以降の農作物放射性物質検査」について、園芸推進課から説明いたします。

【 農政部園芸推進課 關口技術副参事兼総括課長補佐 】

農政部園芸推進課關口でございます。資料の4ページをご覧ください。検査結果の報告がありましたが、令和4年度の農産物の検査につきまして、若干変更することといたしま

したので、ご報告させていただきます。

これまで農産物については、放射性物質検査を継続して行うことで県民の皆様に安心していただいていたところでございます。

一方で、穀類の米、麦、豆、そばにつきましては、生産者団体に対しまして、検査の結果、安全性が確認されるまでは、出荷自粛していただく要請を行ってまいりました。検査結果が出た段階で販売してくださいということで進めてきたところでございます。一方で、平成25年以降、県産の農産物につきましては、基準値を超過するものは出ておりません。また、現場からは、特に新米の時期になりますと、1日でも早く収穫物を消費者の皆さんに届けたい、という生産者の声もありましたが、検査にかかる時間を待っていただく状態でもございました。

他県の状況も確認したところ、福島県以外は農産物の出荷自粛を行ってないということも踏まえ、令和4年度から資料の2にございますように、検査点数は今年度と同様に検査を行ってまいります。穀類の出荷自粛は行わず、なるべく出荷時期の早いものをサンプリングして検査をする形に変更して、生産者の負担軽減と安全安心の確保を両立させていきたいと考えてございます。以上、簡単ですがご報告でございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

ただいま口について、食に関わる放射性物質検査についての報告でございましたが、皆さんから何かご意見あればお受けしたいと思えます。

それでは、ご意見がないようですので、報告口は以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

報告ハ ふぐ処理者試験の実施結果について

【 西川会長 】

それでは続きましてハに移りますが、「ふぐ処理者試験の実施結果について」報告をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは資料8をご覧ください。今年度初めて実施いたしました「ふぐ処理者試験」についてご報告をさせていただきます。

1のふぐ処理者試験実施の経緯についてでございますが、これまで、ふぐの有毒部位を除去する、いわゆるふぐの処理につきましては、厚生労働省の通知により都道府県知事が認める者に限って行うこととされており、本県では「ふぐの取り扱いに関する指導要綱」に基づきまして、「ふぐの取扱講習」を受けた者を知事が認める者としてまいりました。

しかし、平成30年の食品衛生法の改正によりまして、「ふぐを処理する営業者にあっては、ふぐの鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認めた者にふぐを処理させなければならない。」と規定されたほか、全国統一的な「ふぐ処理者の認定基準」が示されまして、必要な知識及び技術を試験により確認することとされました。

これを受けまして、本県のふぐ処理者の認定要件を見直し、「ふぐの処理等の規制に関する条例」を新たに制定したものでございます。

2のふぐの処理等の規制に関する条例についてご覧ください。この条例は令和3年6月1日に施行されておりますが、宮城県のふぐ処理者試験に合格した者、または他自治体が行う認定基準に則した試験に合格し、認定等を受けた者のうち、知事に申請した者に対して免許を与え「ふぐ処理者」とするものとしたほか、免許の要件となります「ふぐ処理者試験」等について規定したものでございます。

3のふぐ処理者試験の概要についてでございますが、実施頻度は2年に1回以上とし、受験資格は義務教育修了者としております。試験の方法は学科試験と実技試験により実施し、認定基準に基づきまして、学科試験は「水産食品に関する衛生知識」「関係法規」「ふぐの種類と鑑別」「ふぐの処理と鑑別」「ふぐの一般知識」の5科目から出題しております。

実技試験では、ふぐ5種を用いた種類鑑別を行う「ふぐの種類鑑別試験」、可食不可食の区別及び臓器鑑別を行う「ふぐの処理と臓器鑑別試験」の2科目を実施しまして、その試験の合格者は申請により宮城県ふぐ処理者免許を取得することとなります。

4に今年度のふぐ処理者試験の実施状況をお示ししております。学科試験は令和3年9月17日に実施して、23名の方が受験され、全員合格となりました。

また、実技試験は令和3年12月11日に宮城調理製菓専門学校を会場として実施し、17名の方が最終合格されました。

今後も、ふぐ処理者の資質向上を図ることにより、ふぐ毒による危害発生の防止に努めてまいります。以上となります。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

ふぐ処理者試験の実施について報告をいただきました。

皆さんから何かご質問等ありますでしょうか。はい。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

2点ほど質問なんです。まず今年度、ふぐ処理者試験を行ったのですが、学科試験・実技試験の両方とも合格しないとふぐの処理ができないのでしょうか。あと、ふぐ処理者試験に合格した人がやっているお店というお墨付きみたいな制度があるのか教えていただきたいと思います。

【 西川会長 】

どうぞ。はい。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

学科試験と実技試験がございまして、学科試験に合格した方が実技試験に進めるという制度になってございます。学科試験だけ合格されて、実技で落ちた方は、次回の試験の時に学科は免除という形になってございます。

それからふぐ処理者の方がいる施設のお墨付きがあるのかというご質問でございますが、改正法につきましては、飲食店営業でふぐを扱う場合は、許可証上で見える形になってございます。ふぐ処理施設と記載されるようになってございます。

【 西川会長 】

はい。ただ、従来から処理を認められていた方は、県内では継続して使えるようになっ

ているので、この試験で合格したかは分からないんですね。

そのほかいかがでしょう。はい、ありがとうございます。それではふぐ処理者試験については以上となります。

報告二 豚熱の発生について

【 西川会長 】

それでは、二に移りまして「豚熱の発生について」報告をお願いします。

【 農政部家畜防疫対策室 遠藤副参事兼総括室長補佐 】

農政部家畜防疫対策室の遠藤でございます。冒頭の挨拶でもありました豚熱の発生について報告いたします。

資料9をご覧ください。令和3年12月12日及び25日に、大河原町及び丸森町の養豚場で連続して豚熱の発生が確認され、疫学関連農場を含め、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省と協議しながら、防疫措置を行ったものです。

上の表をご覧ください。県内1例目の大河原町での発生に関わる防疫措置の概要でございます。

農場につきましては殺処分を12月10日に開始いたしまして、14日までに完了させております。引き続き、病気になった豚との同居歴などにより、疫学関連農場となったB農場は白石市内にございましたが、こちらの豚についても殺処分を開始しまして、12月16日までに殺処分が完了しております。殺処分後の豚につきましてはすべて埋却処理を行っております。(2)のところですが殺処分終了後、豚舎の清掃消毒を行い、その後(3)にあります、汚染物品とされております飼料や糞尿について、埋却処理または消石灰等の散布による不活化処理等を行い、12月18日までに防疫措置をすべて完了しております。

同じく、下の表をご覧ください。こちらは県内2例目となる丸森町での発生です。

発生農場となりましたC農場での殺処分は12月25日に開始しまして、年を越して令和4年1月4日に完了しております。こちらも疫学関連農場がございまして、大崎市内にありますD農場での殺処分となり、こちらの作業も12月27日までに完了しております。上の表ですが、1例目と同じように殺処分後の豚はすべて埋却処理を行っております。その後、同様に豚舎の清掃消毒を行い、C農場では1月6日、D農場では12月27日に完了しております。汚染物品の処理はC農場では1月7日、D農場では12月27日までに、これらの処理についても国と協議を行いながら、防疫措置をすべて完了しております。

続きまして2をご覧ください。今後の対応についてです。疫学関連施設、ここで言うB農場及びD農場の飼養家畜につきましては、防疫措置完了後は28日間の経過観察を行っており、その間に臨床症状、血液検査、PCR検査の結果をもって国と協議をいたしまして、問題がないことを確認したうえで家畜の移動制限の解除をいたします。B農場については、すでに解除されております。

今後さらに、豚熱の発生防止に向けて、引き続き、県内養豚業者などと豚熱侵入防止策の徹底を図るほか、発生原因とも考えられております野生イノシシ対策についても引き続き取り組んでまいります。

豚熱発生についての報告につきましては、以上でございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

豚熱の発生ということでご報告いただきましたが、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

冒頭で部長からも野生イノシシの豚熱のことがあったのですが、野生イノシシ対策は、具体的にどのようなことなのか教えてください。みやぎ生協も、めぐみ野ポークとかあるので豚熱は非常に気になるところです。

【 農政部家畜防疫対策室 遠藤副参事兼総括室長補佐 】

家畜防疫対策室からお答えします。

豚熱の感染源となっております野生イノシシにつきましては、県の別な部署で農作物に対する食害の対策ということで捕獲事業を展開しております。令和2年度ですと1万2千頭強の頭数で、今年度はさらにそれを上回る捕獲の計画があると聞いております。

家畜防疫対策室では家畜伝染病に関連しては、各市町村で行っている猟友会等々で捕獲していただいている中から、サンプリング的に血液検査等を行い、県内の野生イノシシに豚熱ウイルスがどの辺まで含んでいるかという検査をしております。

残念ながら、県内で昨年の6月にウイルスが確認されてから現在まで104例確認され、かなり蔓延しているところでございますので、引き続き検査を続け、豚熱ウイルスの拡散状況について注意深く観察しているところでございます。

さらに、農場と陽性の野生イノシシが生息している間に、野生イノシシ用の経口ワクチンをワクチンベルト的に埋め、イノシシが食することにより豚熱に対する抗体を持たせて、病気にかかりにくくし、ウイルスを封じ込めていくということもやっております。以上でございます。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

先ほどイノシシの捕獲という話がありましたが、シーズンで分かれていますのですが、環境生活部の自然保護課でも、冬季になりますと予算を使ってイノシシを捕獲しているところでございます。

【 西川会長 】

その他、皆さんからご質問やご意見ございますでしょうか。

イノシシは県内に多く見受けられ、私の大学の農場にも入ってきて、大変なことになっております。引き続きよろしく願いいたします。

それからこの殺処分については、県職員の方々にはご負担になっているようなんですね。動員があって本当に大変な思いをされていると思うのですが改めて感謝申し上げたいと思います。豚熱については以上となります。

その他 選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の状況について

【 西川会長 】

それでは報告事項は以上ですが、他にも資料が出ておりますので事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは資料10をご覧ください。みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の状況についてご報告させていただきます。

昨年7月の会議の際に、飲食店の新型コロナ対策を認証する制度を5月から運用開始したことについてご紹介したところでございますが、この制度の現在の状況についてご紹介します。

資料の「2 認証状況」に記載のとおり、令和4年1月26日現在で約3,600件の申請がございまして、約3,200件が認証済みとなっております。

また、「3 その他」に記載のとおり、制度改正により、対象店舗を接待を伴う飲食店やホテル・結婚式場の宴会場等に拡大するとともに、認証店の利用を促進するキャンペーンや、既存認証店に対しての感染対策遵守状況の一斉調査などを行っている状況でございます。

続きまして、追加資料でお渡しをしました、資料番号が入っていない資料をご覧ください。

上に「オミクロン株による“第6波”対策・緊急特別要請について」と書いている資料になります。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の感染の急拡大が続いておりますが、県内においても新規感染者数は増加しておりまして、昨日は683人となっております。

今回の第6波の特徴・傾向としまして、重症化率は低いとされておりますが、強い感染力を有するため、これまで以上に感染予防対策が必要と言われております。

また、感染の場面が、より暮らしに近い場面に変化してきたこと、感染拡大の年齢層が30代以下、特に園児・児童・生徒といった若年層の割合が増加してきていることが挙げられておりまして、教育機関・保育施設などで多くのクラスターが発生している状況になってございます。

そのような事態を踏まえ、県では2月1日から28日までを期間とする「緊急特別要請」を行ったところでございます。

要請内容としましては、ワクチン3回目接種の加速化、教育・保育現場での感染防止対策の強化、高齢者施設・障害者施設での感染抑制・事業継続、テレワーク・時差出勤等のさらなる推進などとしております。

県民の皆様への飲食に関する要請としましては、「会食・食事を伴う行事では、認証店などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、短時間の開催、会話の際のマスク着用を徹底いただくこと、同一テーブルでの5人以上の会食を避けていただくことなど」をお願いしております。

裏面をご覧ください。飲食店事業者の皆様へは、同一テーブルでの人数制限、利用者へのマスク会食実施の周知、換気の徹底、アクリル板の設置など、従来からのコロナ対策を継続して実施いただくようお願いしているところでございます。

本日お集まりの委員の皆様につきましても、「緊急特別要請」の趣旨をご理解いただきまして、皆様のご職場やご家庭に戻られてからお話いただきまして、各対策の推進について

ご協力いただきますようお願い申し上げます。以上となります。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。オミクロン株による第6波ということで、ご紹介ありましたが、皆さんからご質問ございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは以上ですべての議事は終了いたしました。

司会を事務局にお返しいたします。

4 閉会